

## 生産性向上特別措置法に基づく先端設備等の導入促進について

### 1. 背景

- 1) 中小企業の業況は回復傾向だが、労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差が拡大傾向にある。
- 2) 中小企業が所有している設備は、特に老朽化が進んでいて、生産性向上に向けた足かせになっている。

### 2. 目的

- 1) 少子高齢化や人出不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性が高い設備へと一新させる。
- 2) 事業者自身の労働生産性を飛躍的に向上させる。

### 3. 導入促進基本計画

- 1) 中小企業者等が法適用を受けようとする場合、所在している市町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けていることが前提条件となる。
- 2) 現在、国に計画同意の協議中。計画案は、「資料1」のとおり。
- 3) 中小企業者等（先端設備等導入事業者）は、3～5年の計画期間中、年平均3%以上の労働生産性向上を目標とする。
- 4) 市全体でも、計画案のとおり導入促進目標を設定する。

### 4. 先端設備等導入計画

- 1) この計画は、中小企業者等が、設備投資を通じて労働生産性を向上させるための計画であり、認定経営革新等支援機関（商工会・金融機関・税理士等）において事前確認を行った計画である。
- 2) この計画は、所在市町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合、中小企業者等が、市町村から計画認定を受けることができる。
- 3) 市町村からこの計画認定を受けた場合、中小企業者等は、税制支援（※1）や補助金の優先採択（※2）などの支援措置を受けることができる。

※1：税制支援…固定資産税の減免。中小企業者等は、市が認定した「先端設備等導入計画」に基づき平成33年3月31日までの間に先端設備等を取得した場合、栗東市では、当該設備にかかる固定資産税（償却資産）を3年間ゼロとする。（議案第54号のとおり）

※2：補助金の優先採択…市町村が、固定資産税をゼロとする特例措置を講じている場合のみ対象。栗東市では、当該先端設備等にかかる固定資産税をゼロとする特例措置を講じる予定であることから、本計画の認定を受けた中小企業者等は、国補助金（ものづくり補助金等）の優先採択を受けることができる。

## 5. 先端設備等導入計画のスキーム

経済産業大臣（「導入促進指針」の策定）

協議↑ ↓同意

市町村（「導入促進基本計画」の策定）※期間：国同意後3年間

申請↑ ↓認定

申請者【中小企業者等】（「先端設備等導入計画」の策定）※期間：市認定後3～5年間

## 6. 全体スケジュール

H30.05.31 生産性向上特別措置法に係る管内自治体向け説明会（経済産業省近畿経済産業局）

06.05 税条例の改正議案上程

06.06 生産性向上特別措置法施行

06.06以降 導入促進基本計画の国協議

税条例の改正議案議決

導入促進基本計画の国同意

市広報紙・ホームページ等で制度周知

市は、中小企業者等からの「先端設備等導入計画」の受付開始

中小企業者等は、「先端設備等導入計画」の市認定後、先端設備等を導入

固定資産税（償却資産）の申告により、当該先端設備等を3年間税額ゼロ

## 【資料1】

### 導入促進基本計画（素案）

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### （1）市の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、平成13（2001）年10月1日、県内8番目の市として誕生した。県南部に位置し、北部は平坦地、南部は緑豊かな山地となっている。また、国道1号・8号の分岐点となっており、名神高速道路栗東インターチェンジを有するなど、交通の要衝として栄えてきた。

平成3（1991）年には、JR琵琶湖線栗東駅が開業し、京阪神への通勤圏として大規模な住宅開発が進み、今日においてもなお人口増加が続いている。一方、今後における人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、当面は増加するものの、平成57（2045）年にピークを迎え、その後、緩やかに減少する見込みとなっている。

産業においては、製造業・商業・流通業など、特定業種に偏らない企業立地となっている。中でも、製造業は、付加価値額や従業員数において、他業種と比べ占める割合が大きい現状となっている。特に、食料品製造業、プラスチック製品製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業などが目立った実績を残しており、それらの立地に合わせ、運輸、倉庫、卸売・小売業などの業種が加わり、不況の影響を受けにくい厚みのある産業構造を形成している。

こうしたことから、平成28（2016）年3月に策定した栗東市人口ビジョン・総合戦略において、人口維持を目標に掲げ、さまざまな分野で諸施策を講じているが、その目標を確実に実現していくために地域経済の活性化は急務かつ必須である。その有効策として、生産性向上特別措置法に基づく先端設備等の導入促進を図る。

##### （2）目標

先端設備等を導入する中小企業者等数を過去3年間（平成27（2015）年度～平成29（2017）年度）の税実績から年平均119件と推計し、その10%増の「年平均130件以上」とする。

##### （3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者等の労働生産性（国の導入促進指針で定める算定式で算出）が年平均3%以上（3年計画の場合は最終年で9%以上、4年計画の場合は最終年で12%以上、5年計画の場合は最終年で15%以上）向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

### (1) 本計画対象となる先端設備等の種類

本市の産業は、製造業、建設業、卸売・小売業、不動産業、運輸業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする先端設備等の種類については、労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条で定める先端設備等のすべて（機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア。中古資産を含む。）とする。

### (2) 固定資産税の特例対象となる先端設備等の種類

先端設備等導入計画に基づき固定資産税の特例が受けられる設備は、地方税法施行令等で定める生産効率、エネルギー効率、精度その他生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する次の要件を満たしている設備とし、先端設備等導入計画認定後平成33年3月31日までの間に先端設備等導入計画に基づき取得した設備とする。

ア 労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供されるものである。

ただし、ソフトウェアは除く。

イ 中古資産でない。

ウ 次の内容に合致するものである。

#### 【減価償却資産の種類（最低取得価格／販売開始時期）】

- ① 機械装置（160万円以上／10年以内）
- ② 測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）（30万円以上／5年以内）
- ③ 器具及び備品（30万円以上／6年以内）
- ④ 建物附属設備（家屋と一体となって効用を果たすものを除く。）（60万円以上／14年以内）

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

本市の産業は、国道1号・8号や名神高速道路栗東インターチェンジをはじめとした基幹道路周辺、JR栗東駅・手原駅周辺など広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

本市の産業は、製造業、建設業、卸売・小売業、不動産業、運輸業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業

で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進など多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

(3) 先端設備等導入計画の認定対象となる中小企業者等  
中小企業等経営強化法第2条第1項に定められている以下の中小企業者等すべてとする。

【業種分類（資本金の額または出資の総額／常時使用する従業員の数）】

- ① 製造業その他（3億円以下／300人以下）
- ② 卸売業（1億円以下／100人以下）
- ③ 小売業（5千万円以下／50人以下）
- ④ サービス業（5千万円以下／100人以下）

〈政令指定業種〉

- ① ゴム製品製造業（※）（3億円以下／900人以下）
- ② ソフトウェア業または情報処理サービス業（3億円以下／300人以下）
- ③ 旅館業（5千万円以下／200人以下）

※自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く。

(4) 固定資産税の特例対象となる中小企業者等

固定資産税の特例が受けられるのは、資本金額1億円以下の法人または従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者（大企業の子会社を除く）等とする。

(5) 先端設備等導入計画受理要件等

- ① 先端設備等導入計画は、国の導入促進指針および本市の導入促進基本計画に適合しており、先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれ、認定経営革新等支援機関において事前確認を行ったものであること。
- ② 認定申請に際しては、「工業会の生産性向上要件証明書」及び「先端設備等導入にかかる誓約書」を原則添付するものとする。
- ③ 計画受理後、認定するまでの期間は、原則30日間とする。

#### 4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間  
国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間  
先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

#### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

先端設備等の導入促進に際して、中小企業者等は、次の事項に配慮するものとする。

- ① 人員削減を目的とした先端設備等導入計画でないこと。
- ② 公序良俗に反する取り組みや反社会的勢力との関係が認められる先端設備等導入計画でないこと。
- ③ 本市が行う導入促進基本計画の進捗管理を目的とした調査に協力すること。

# 協 定 書

草津市長 橋川 渉（以下「甲」という。）と栗東市長 野村 昌弘（以下「乙」という。）とは、火葬場整備基礎調査業務（以下「基礎調査業務」という。）について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定書は、基礎調査業務を実施するにあたり、費用負担割合および業務内容等の基本的事項を定め、甲乙調整のもとに円滑な業務の推進を図ることを目的とする。

## （対象業務）

第2条 この協定の対象となる業務は、広域で取り組む新たな火葬場の整備に関する検討を行うために必要となる事項の調査とする。

## （協定期間）

第3条 この協定書の協定期間は、協定締結の日からこの協定書の第9条に定める負担金の支払いが完了するまでとする。

## （業務主体者）

第4条 この協定書に定める基礎調査業務を推進するため、甲が基礎調査業務の発注を行い契約主体者となるが、調査内容については、甲乙の双方に有益となるよう甲乙が一体となって遂行するものとする。

## （費用の負担）

第5条 前条に定める業務に要する費用については、甲が発注する基礎調査業務に要する費用とし、乙は、平成30年4月1日現在の甲乙両市の住民基本台帳に登録された者の合計数に対する乙の住民基本台帳に登録された者の割合に応じて負担するものとする。

## （業務内容の変更）

第6条 この協定書の業務内容を変更しようとする場合は、甲乙協議して変更できるものとする。

- 2 甲および乙は、前項による内容変更が整った場合には速やかに変更協定書を締結するものとする。
- 3 変更協定に係る事務については、甲が行うものとする。

## （打ち合わせ協議）

第7条 基礎調査業務の契約相手方との打ち合わせ協議には、甲乙ともに参画するものとする。

(業務完了検査)

第8条 基礎調査業務の受注者から基礎調査業務の完了届が提出されたとき、甲は速やかに業務完了検査を行うものとする。

2 甲は、業務完了検査後において、乙に対し業務完了通知書を提出するものとする。

(負担金の支払)

第9条 甲は、前条の検査終了後、この協定書の第5条および6条に基づく負担金を乙に支払いの請求をすることができるものとする。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに負担金を支払うものとする。

(成果物の引渡し)

第10条 甲は、基礎調査業務の成果物を50部作成し、そのうち25部を乙に引き渡すものとする。

2 甲は、成果物の電子データについても、乙に引き渡すものとする。

(予算の確保)

第11条 甲および乙は、この協定書が適切に履行されるようそれぞれ必要な予算の確保に努めるものとする。

(その他)

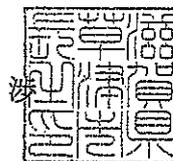
第12条 この協定書に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成30年5月31日

甲 草津市草津三丁目13番30号

草津市長 橋川



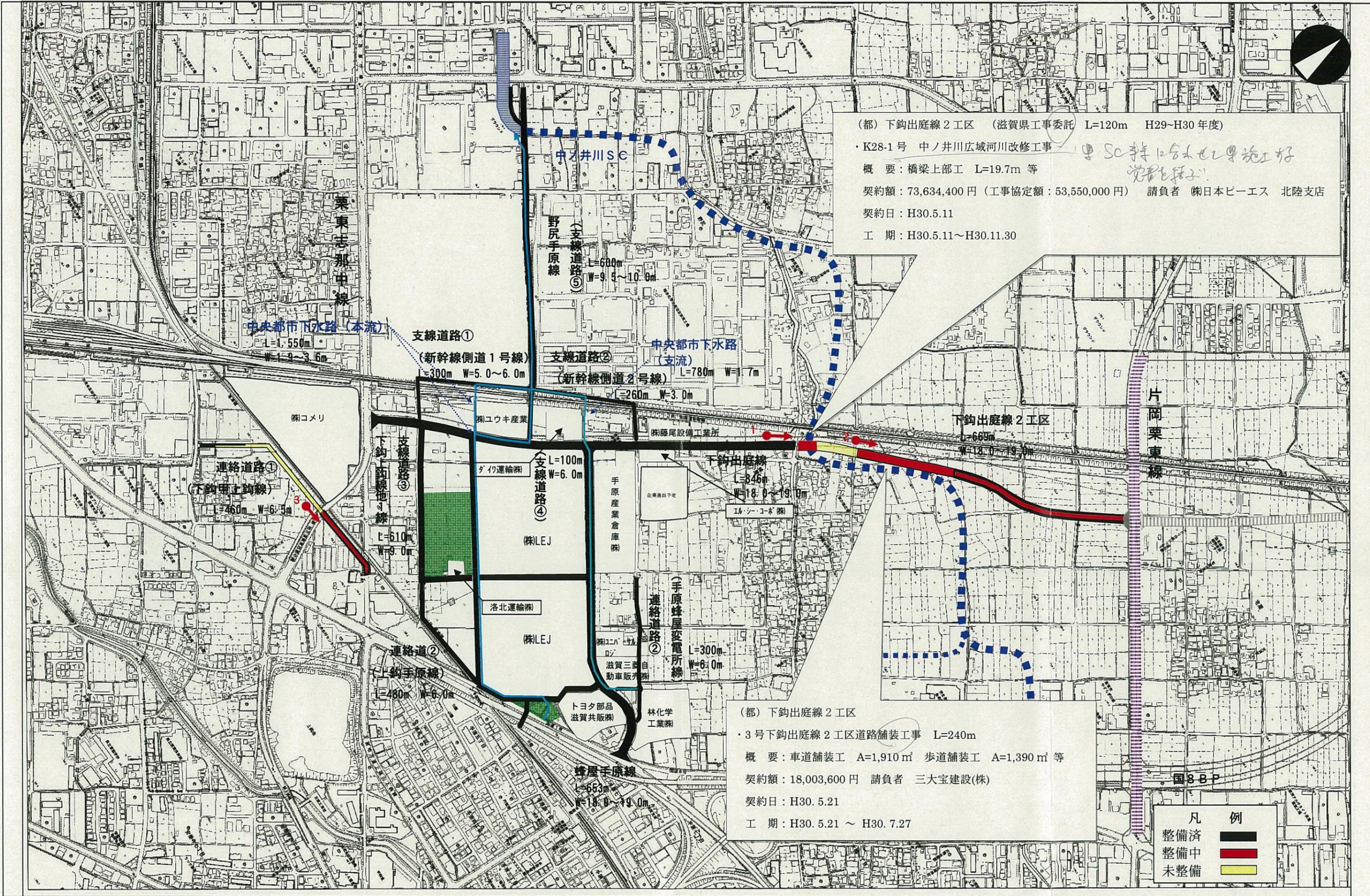
乙 栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市長 野村 昌弘



まちづくり基本構想（後継プラン） 位置図

平成 30 年 6 月 滋賀県・栗東市



(都) 下鉤出庭線 2 工区  
 ・3号下鉤出庭線 2 工区道路舗装工事 L=240m  
 概要: 車道舗装工 A=1,910㎡ 歩道舗装工 A=1,390㎡ 等  
 契約額: 18,003,600 円 請負者 三大宝建設(株)  
 契約日: H30.5.21  
 工期: H30.5.21 ~ H30.7.27

凡例	色
整備済	黒
整備中	赤
未整備	黄



(1)下鉤出庭線 2 工区



(2)下鉤出庭線 2 工区

平成 30 年 6 月 4 日 撮影

(3)連絡道路① (下鈎甲上鈎線)

